

愛知県最低賃金は

令和6年10月1日から

50円 up

時間額

1,077円

に改正されます。

支払賃金額を確認し、最低賃金額を下回ることのないようご注意ください。

確認しよう、最低賃金！ 事業者も、労働者も、お互いに。

業務改善助成金

賃金の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援します！（詳しくは裏面をご覧ください。）

- お問い合わせ 業務改善助成金コールセンター（0120-366-440）
- 交付申請書等の提出 愛知労働局雇用環境・均等部企画課（052-857-0313）

最低賃金改定がされる10月より前に申請を！

業務改善助成金

- 愛知県最低賃金は、令和6年10月1日から、時間額1,077円（過去最大50円の引上げ）となる予定です。愛知県最低賃金の改定が近づいている、まさに今、本助成金の申請を検討してみませんか。

（※ 有効活用のための申請期限は令和6年9月30日（必着）です。）

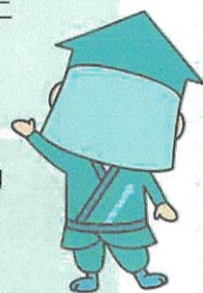
- 業務改善助成金は、事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等（例：POSレジシステム、食器洗い乾燥機、リフト付き福祉車両等）を行う場合、**設備投資等に要した費用の一部（最大600万円）を助成する制度**であり、最低賃金の改定が予定される10月より前に活用していただくと大変有効です。

対象となる事業者

- 中小企業・小規模事業者であること
- 申請する事業場内で最も低い時間給が、**1,027円以上1,077円以下**であること（※10月1日からは50円引き上げられ、**1,077円以上1,127円以下**になります。）
- 解雇、賃金引き下げなどの**不交付事由がない**こと

支援内容

- 設備投資などに要する費用に助成率を乗じた金額を、助成上限額の範囲内で支給します。
- (例) 20万円のPOSレジシステムを購入した場合
支給額：20万円×3/4=15万円



タスケくん

(注)・事業場内最低賃金の引上げは、交付申請後に行う必要があります。

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合は、発効日前に交付申請し、発効日前に所定の賃金額以上の引上げを行う必要があります。発効日後に引き上げる場合は、発効日以後の最低賃金額から所定の賃金額以上の引上げを行う必要があります。

参考ウェブサイト

厚生労働省ウェブサイト

「業務改善助成金」

最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。

業務改善助成金



最低賃金特設サイト

全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

最低賃金特設サイト



生産性向上設備導入例

建設業

- 新型クレーンの導入
- コンクリートカッターの導入
- ステンレス製型枠の導入
- 施工管理システムの導入
- 建築見積システムの導入
- 監視カメラの導入

運送業

- デジタル式運行記録計の導入
- 貨物積み下ろし予約システムの導入
- フォークリフトの導入
- 洗浄機の導入

飲食業

- 配膳ロボットの導入
- セルフオーダーシステムの導入
- POSレジシステム導入
- 食器洗浄機の導入
- 全自動製氷機の導入

社会福祉業

- リフト付き福祉車両の導入
- パワーアシストスーツの導入
- 見守りセンサーの導入
- タブレットの導入
- インターカムの導入